

令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査における  
伊勢原市の調査結果について

伊勢原市教育委員会

神奈川県が実施した「令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」について、神奈川県教育委員会が調査結果を公表しました。  
伊勢原市の本調査結果（概要）は次のとおりです。

- 1 調査対象  
伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）
- 2 調査期間  
令和元年度（令和2年3月31日時点）
- 3 調査内容
  - (1) 暴力行為の状況
  - (2) いじめの状況
  - (3) 不登校児童生徒の状況
  - (4) 自殺の状況
  - (5) 出席停止の状況
- 4 主な調査結果

項目	令和元年度				平成30年度				平成29年度			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
暴力行為の発生件数	19	30	49	6.8	16	13	29	3.9	6	13	19	2.5
(前年度比較増減)	3	17	20	2.8								
中地区	251	290	541	12.8	211	295	506	11.8	276	261	537	12.3
神奈川県	6,944	3,143	10,087	15.6	6,170	3,277	9,447	14.5	5,673	3,264	8,930	13.6
全国 (1000人あたり)	43614 (6.8)	28518 (8.8)			36,536 (5.7)	29,320 (8.9)			28,315 (4.4)	28,702 (8.5)		
いじめの認知件数	276	45	321	44.4	130	36	166	22.6	85	42	127	17.0
(前年度比較増減)	146	9	155	21.8								
中地区	5,615	979	6,594	155.7	5,070	754	5,824	135.4	4,074	644	4,718	108.2
神奈川県	22,782	5,114	27,896	43.1	20,155	4,659	24,814	38.1	15,680	3,906	19,586	29.9
全国 (1000人あたり)	484545 (75.8)	106524 (32.8)			425,844 (66.0)	97,704 (29.8)			317,121 (49.1)	80,424 (24.0)		
不登校児童生徒数	33	79	112	15.5	39	76	115	15.6	29	72	101	13.5
(前年度比較増減)	-6	3	-3	-0.1								
中地区	241	530	771	18.2	211	513	724	16.8	207	504	711	16.3
神奈川県	4,578	9,529	14,107	21.9	3,739	8,828	12,567	19.3	3,222	8,463	11,685	17.8
全国	53,350	127,922	181,272	18.8	44,841	119,687	164,528	16.9	35,032	108,999	144,031	14.7

\* 「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

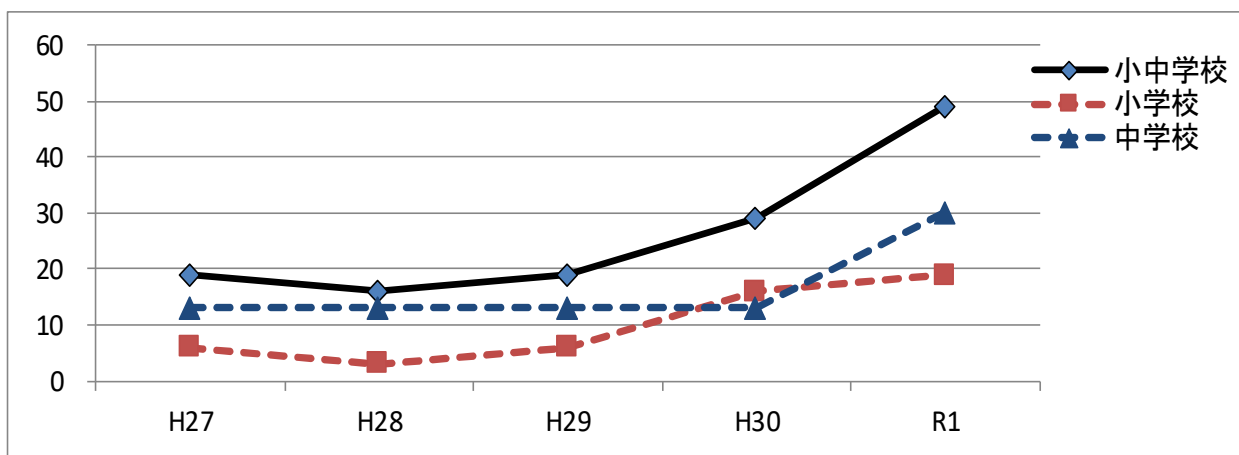
\* 「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

\* 全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP8以降に記載。

## I 暴力行為の状況

### ■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	H27	H28	H29	H30	R1
小中学校	19	16	19	29	49
小学校	6	3	6	16	19
中学校	13	13	13	13	30

- 暴力行為の発生件数は前年度より20件増加し、小中学校合計は49件でした。中学校の発生件数が17件増加しました。増加の一つの要因として小さな諍いも「暴力行為」として捉えきめ細かな指導に当たっていることが考えられます。
- 自己肯定感の醸成やコミュニケーションスキルの育成、感情をコントロールするスキルを身に付ける等について重点的に指導することが重要です。

### ■形態別の発生件数の推移【件数】

#### 小学校

	H27	H28	H29	H30	R1
対教師暴力	0	0	0	0	3
生徒間暴力	2	3	6	15	10
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	4	0	0	1	6
計	6	3	6	16	19

#### 中学校

	H27	H28	H29	H30	R1
対教師暴力	3	0	0	2	6
生徒間暴力	9	8	13	11	16
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	6	5	0	0	8
計	18	13	13	13	30

- 形態別では、対教師暴力・生徒間暴力及び器物損壊が発生しました。主な事例としては次のとおりです。

【対教師暴力】教員に注意されたことに逆上し、胸ぐらを掴んだ。等

【生徒間暴力】悪口を言われてかっとなって叩いた。  
友人と口論になり右肩を殴った。等

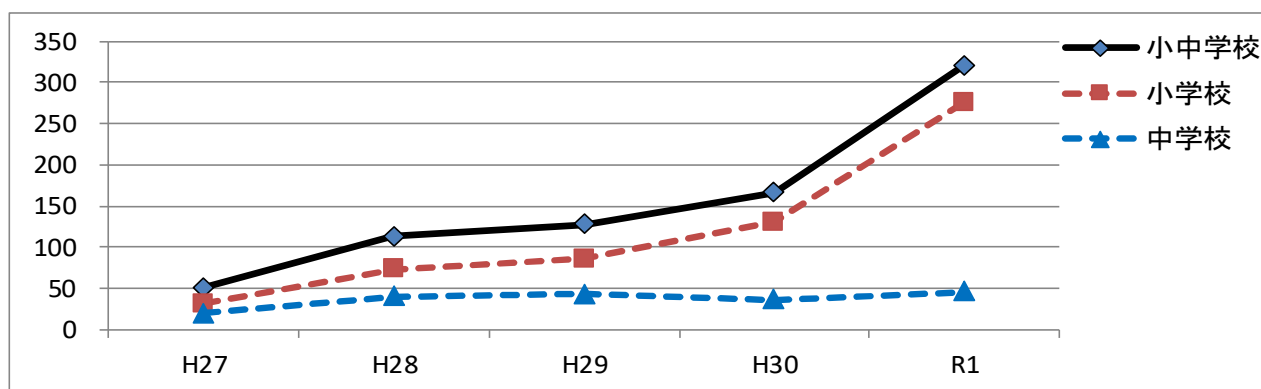
【器物損壊】教室のカーテンを引っ張り、カーテンレールを曲げた。  
体育館の扉のガラスを蹴って割った。等

### ■加害児童生徒への指導

- 令和元年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、36人(小17人、中19人)でした。
- 学校では、教職員がチームとして保護者と協力しながら、「謝罪」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「意欲を持って活動できる場の設定」「学習指導」等の指導を行いました。

## Ⅱ いじめの状況

### ■いじめの認知件数の推移【件数】



	H27	H28	H29	H30	R1
小中学校	50	113	127	166	321
小学校	31	73	85	130	276
中学校	19	40	42	36	45

- いじめの認知件数は、前年度より155件増加し、計321件でした。
- いじめ防止対策推進法が施行されて、文部科学省が『いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし』という見解を示したことで国、県ともに認知件数の増加が見られ、経年で見ると、本市でも同様の傾向が見られます。
- 学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。

### ■態様別の認知件数の推移【件数】

#### いじめの件数と態様

年度	H27		H28		H29		H30		R1	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
小中のいじめの件数合計	50		113		127		166		321	
いじめの件数	31	19	73	40	85	42	130	36	276	45
態様の合計	25	44	24	93	110	49	140	45	293	54
態様別の認知件数（複数回答可）										
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	12	28	11	52	42	25	71	22	176	25
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1	4	4	9	13	7	11	5	32	5
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	3	8	5	20	10	8	15	3	34	10
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	0	0	1	3	7	3	7	2	8	0
金品をたかられる。	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	0	1	0	1	4	0	16	1	12	1
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4	0	0	6	31	0	17	1	23	1
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	5	1	2	1	3	4	1	6	6	4
その他	0	1	1	0	0	2	1	5	1	7

- 態様別では、「冷やかしやからかい等のいやなことを言われる。」が最も多くなっています。また、スマートフォン等によるSNS上のトラブルなど、把握・指導が難しい状況もあります。

- 主な事例は次のとおりです。
  - ・ からかわれたり、陰口を言われたりする。
  - ・ ものを隠される。
  - ・ 冷たくされる。
  - ・ SNS 上に無断で画像をのせられる。
  - ・ SNS 上で悪口を言われる。
  - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりする。 等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
  - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応すること。
  - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、できるだけ早い段階で間に入り対応する必要がある。また、被害側と学校との間で認識にズレが出ることも十分留意する必要がある。
  - ・ 加害者が特定しにくいケースにも教職員は対応するという姿勢を児童生徒全体に示す必要がある。
  - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行う。
  - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為として警察と連携しながら解決を図る。

### ■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (R2.7.20現在)		解消に向けて取組中 (R2.7.20現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	254	92.0%	18	6.5%	4	1.4%	276	100.0%
中学校	43	95.6%	1	2.2%	1	2.2%	45	100.0%
計	297	92.5%	19	5.9%	5	1.6%	321	100.0%

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消の後も指導・支援を継続しています。

### ■いじめに対する日常の取組【校数】

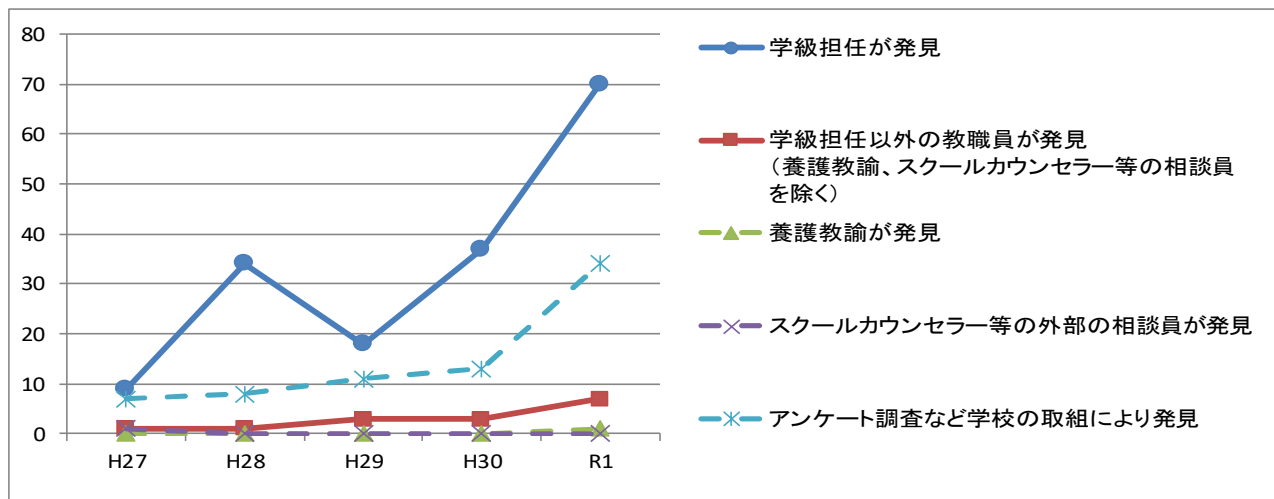
複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
いじめ問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修を実施した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	8	80.0%	4	100.0%	12	85.7%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	7	70.0%	4	100.0%	11	78.6%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	5	50.0%	4	100.0%	9	64.3%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校総数	10		4		14	

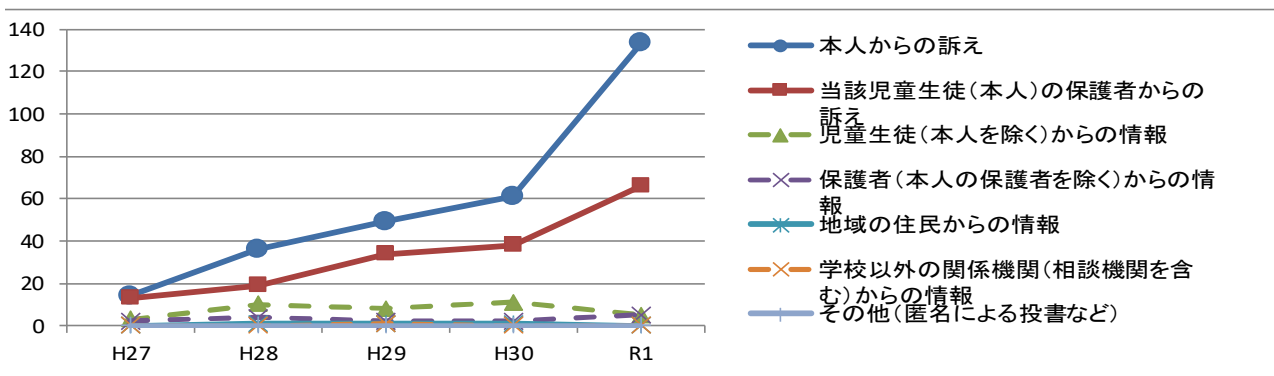
- 学校では、いじめの問題に対し日常から様々な取組を行っています。
- 改訂された市いじめ防止基本方針の策定に伴い、各学校におけるいじめ防止基本方針も改定されています。

## ■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員が発見	H27	H28	H29	H30	R1
学級担任が発見	9	34	18	37	70
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	1	1	3	3	7
養護教諭が発見	0	0	0	0	1
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	1	0	0	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	7	8	11	13	34



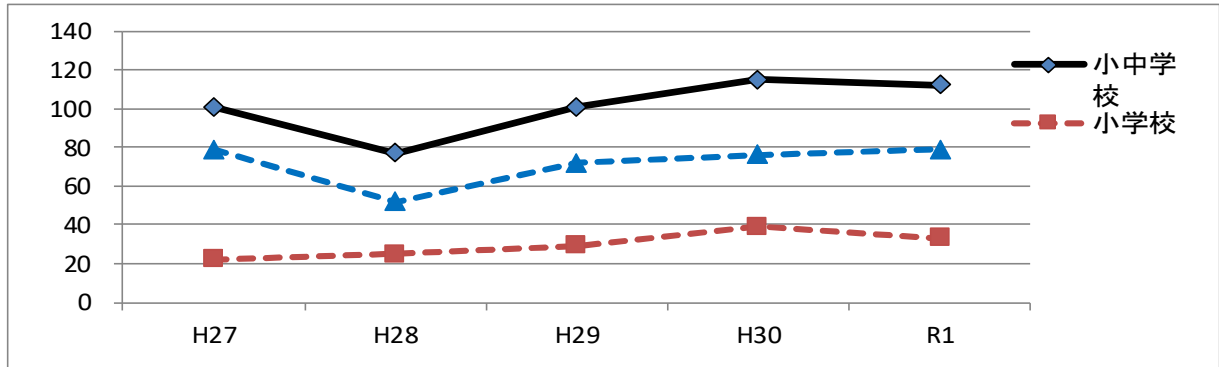
学校の教職員以外からの情報により発見	H27	H28	H29	H30	R1
本人からの訴え	14	36	49	61	133
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	13	19	34	38	66
児童生徒（本人を除く）からの情報	3	10	8	11	5
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	2	4	2	2	5
地域の住民からの情報	0	1	1	1	0
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0	0	1	0	0
その他（匿名による投書など）	0	0	0	0	0

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

- 児童生徒、保護者と学校の間で、日ごろからの交流が大切です。
- アンケート調査や教育相談の実施については、その取組が大切なのはもちろんのこと、学校全体としていじめ防止に取り組んでいるということを周知することで、学校が児童生徒、保護者の訴えを聞くという姿勢を示すことにつながります。
- PTAや地域、関係機関と連携して、児童生徒の安心・安全な体制づくりを推進します。

### Ⅲ 不登校の状況

#### ■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	H27	H28	H29	H30	R1
小中学校	101	77	101	115	112
小学校	22	25	29	39	33
中学校	79	52	72	76	79

- 不登校児童生徒数は前年度から3人減少し、計112人でした。学校では、平成28年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を踏まえ、不登校を問題行動として捉えず、環境によっては誰にでも起こりうることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、個に応じた多様な支援をじっくり行っています。

#### ■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	2	2	6.1%	0	0.0%
	2年生	3	2	6.1%	1	3.0%
	3年生	6	3	9.1%	3	9.1%
	4年生	4	3	9.1%	1	3.0%
	5年生	9	1	3.0%	8	24.2%
	6年生	9	4	12.1%	5	15.2%
	計	33	15	45.5%	18	54.5%
中学校	1年生	21	9	11.4%	12	15.2%
	2年生	23	10	12.7%	13	16.5%
	3年生	35	12	15.2%	23	29.1%
	計	79	31	39.2%	48	60.8%
合計	合計	112	46	41.1%	66	58.9%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の41.1%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら粘り強く指導・支援に努めています。

#### ■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	8	24.2%	35	44.3%	43	38.4%
指導中の児童・生徒	25	75.8%	44	55.7%	69	61.6%
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒	9	27.3%	14	17.7%	23	20.5%

- 指導・支援の結果、約59%の不登校児童生徒に好ましい変化が見られています。学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。



#### Ⅳ 自殺の状況

##### 伊勢原市(市立小中学校)

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

##### 神奈川県(公立小中学校)

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	0	0	0	1	1
中学校	1	3	5	5	9
合計	1	3	5	6	10

##### 全 国(国公立小中学校)

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	4	4	6	5	4
中学校	56	69	84	100	91
合計	60	73	90	105	95

- 学校では、教育活動全体を通じ、生命を大切にする教育を充実・推進するとともに、市全体で自殺予防に向けた取組をさらに充実させることが大切です。
- 学校では、自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育を様々な場面をとらえ取り組んでいます。

#### V 出席停止の状況

##### 伊勢原市(市立小中学校)

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

##### 神奈川県(公立小中学校)

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	0	0	0	0	0
中学校	1	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	0

##### 全 国(公立小中学校)

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	1	4	1	0	1
中学校	14	14	7	7	2
合計	15	18	8	7	3

- 学校では、教育活動全体を通じ、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等の間で、綿密な連携や協力を図ることが大切です。

## 〔参考〕

### ○ 暴力行為の定義（文部科学省より）

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

#### ① 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸倉をつかんだ
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

#### ② 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

#### ③ 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

#### ④ 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ 他人の私物を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

### ○ いじめの定義（文部科学省より）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせています。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身



の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## ○ 不登校及び長期欠席者の定義（文部科学省より）

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいいます。

### ○ 「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

### ○ 「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。